

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0930005 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《適用日》 平成 17 年 10 月 1 日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分
	注 釈	
シスタチン C 精密測定	130 点 生化学的検査 () (155 点)	「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「10」に準じる
	<p>ア シスタチン C 精密測定は、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合に、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査 () 判断料を算定する。 ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「10」に準じて算定できる。</p> <p>イ シスタチン C 精密測定は、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素 (BUN) 又はクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、区分「D286」肝及び腎のクリアランステスト (尿素又はクレアチニンを用いたクリアランステストに限る。) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>	

《検査法追加項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分	追加された検査法
	改正後の注釈		
レムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロール	230 点 生化学的検査 () (155 点)	「D007」血液化学検査の「36」	酵素法
	「36」のレムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロールは免疫吸着法-酵素法又は酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。		